



就学奨励費支給制度とは、経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒(丸亀市内に住所を有する)の保護者に対して、学用品費・校外活動費・学校給食費などの一部又は全額を支給する制度です。この制度を希望される方は、通学する小・中学校へ申し出てください。

- この制度は毎年申請が必要です。
- 令和6年度に受給しており、3月までに令和7年度の申請書を提出している方は、提出不要です。
- 令和7年1月に**入学前支給を申請して認定を受けられた方は、提出不要**です。
- 1. 支給を受けることができる方(以下のいずれかに該当する方)

該当理由		必要添付書類	備考	
1	生活保護を停止又は廃止された方	なし		
2	市町村民税が非課税である方	所得課税証明書(注1)	家族全員が非課税であること	
3	国民年金の掛金の全額免除を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通 知書の写し	家族全員が免除されていること	
4	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し		
⑤	①~④に準ずる程度に困窮している方 (所得審査あり)	所得課税証明書(注1) 民生児童委員の署名	家族全員の所得が対象です	

(注1) 丸亀市で市税の申告をしている方は、所得課税証明書の提出は不要です。

申請前に必ず家族全員の市県民税の申告を済ませてください(18歳以上であれば、収入が0の場合でも申告が必要となります。) 【申請書に記入する、家族の状況欄について】

住民票が同じ場合:申請書に必ず記入 住民票が別の場合:監護・養育関係等にあり、生活費等の送金があれば申請書に記入 別世帯であっても、同住所であれば申請書に記入

## 2. 申請の方法等

●「令和7年度 丸亀市就学奨励費受給申請書(世帯票)」に必要事項を記載して、添付書類と一緒に<u>通っている小・中学校に提出してください</u>(学級担任又は学校事務職員へ申し出てください。)。

※兄弟姉妹がいる場合、1人ずつ申請書類が必要です。

## 3. 留意事項

- ① <u>申請後に、記載事項(戸籍、住所、保護者、家族の構成、受給資格の喪失等)の変更があった場合は、速やか</u> に学校に申し出てください。申出が遅れた場合、変更日に遡って支給が停止となる場合があります。
- ② 単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなし、その方の所得も合算して審査します。
- ③ 年度途中でも申請できますが、支給は教育委員会が認定した日の属する月の1日からとなります。
- ④ 丸亀市内に住所を有する児童・生徒で、市外の小・中学校に通学している場合も対象となりますが、 通学校の基準に合わせて、支給内容・金額が限定されます。
- ⑤ 丸亀市外に住所を有する場合は、住所地の教育委員会へお問合せください。

裏面有

⑥ 就学奨励費が認定になると、青い鳥利用時の減免申請が行えます。(別途、青い鳥教室への申請が必要です)

お問合せ先 丸亀市教育委員会総務課(0877-24-8820) 又は、各小・中学校

※英語版、スペイン語版、中国語版のお知らせが必要な方については、学校又は教育委員会総務課にお問合せください。

- 【英 語】 An application manual in English are available at school or administration section of Marugame Board of Education.
- 【环》 化語】 Hay instracciones de solicitud en el idioma español, inglés y chino en la escuela o en la sección de administración general delescolarconsejo de Marugame. Si es necesaria, por favor la solicite.

【中国語】如果您需要用汉语写的指南、您向学校或教育委员会总务课直接询问。

## 4. 支給内容•支給額(年額)

2 3 13 は保護者の口座へ振り込みます(7月頃)。その他の項目は、学校長への支給となります。

(単位:円)

	支給 内容	小 学 校	中学校	対象
1	学 用 品 費 (年度途中の認定の場合、月数により支給額変更)	11,630 (年額)	22,730 (年額)	
2	通 学 用 品 費(小学1年・中学1年を除く)	2,270 (定額)	2,270 (定額)	
3	新入学児童生徒学用品費(4月認定者のみ)	57,060 (定額)	63,000 (定額)	
4	校 外 活 動 費(宿泊を伴わないもの)	1,600 (限度額)	2,310 (限度額)	
5	体育実技用具費(中学のみ)		柔道 7,650 まで 剣道 52,900 まで	準
6	学校給食費	250×回数分	280×回数分	
7	医療費	0 121 - 12102	高示を受けた疾病の治療 う歯、慢性副鼻腔炎など)	要
8	集団宿泊学習費	3,690 (限度額)	6,210 (限度額)	保
9	クラブ活動費(部活動後援会費)		30,150 (限度額)	護
10	生徒会費		5,550 (限度額)	者
11	P T A 会 費	3,450 (限度額)	4,260 (限度額)	
12	修学旅行費	実費	実費	要 保
13	中学 1 年生通学用品費		2,270 (定額)	護者
14	卒 業 ア ル バ ム 代 (小学6年・中学3年のうち3/1に認定を受けている方)	11,000 (限度額)	10,000 (限度額)	

<sup>※「</sup>新入学児童生徒学用品費」:入学前支給を受けた方は、この費目を受給できません(二重受給となるため)。

## 5. 最新の情報に基づく認定

年度途中で該当理由が更新された場合は、更新後の内容で再審査します。 教育委員会で審査し、認定が取消しとなった場合は、学校を通じて通知します。

該当理由		再審查 時期	備考
1	生活保護を停止又は廃止された方		
2	市町村民税が非課税である方	7月	丸亀市以外で課税されている方は所得課税証明書を提出
3	国民年金の掛金の全額免除を受けている方	9月	必要に応じて教育委員会が指定する書類を提出
4	児童扶養手当の支給を受けている方	11月	証書の提出は不要。年度途中で再婚等により支給が停止された場合はすみやかに学校へ申し出てください。
5	①~④に準ずる程度に困窮している方	7月	丸亀市以外で課税されている方は所得課税証明書を提出

<sup>※「</sup>修学旅行費」: 実費とは、全児童生徒が均一に負担すべきものです(お小遣い等は含みません)。 ※「PTA会費」「生徒会費」「クラブ活動費」: は、全児童生徒が均一に負担すべきものです。 そのため、部活動で使用する道具やユニフォーム等は支給対象外となります。